

一般名処方について

当院は、一般名処方加算に係る算定医療機関です。

医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められず患者さんの希望で処方した場合は「選定療養」となることを踏まえ、当院では一般名処方を推進しております。

医薬品の処方には、「一般名(有効成分)処方」と「銘柄名(商品名)処方」があります。

「一般名処方」の場合、医師が有効成分・用法・用量等を指定すると、保険薬局において患者さんの要望に沿った形で、同一の有効成分・用法・用量等の医薬品の内から適切なものが選択されます。

一方、「銘柄名処方」では医師が商品名を指定して処方することとなり、医薬品の供給状況・保険薬局の在庫状況により指定した商品が欠品の恐れがあります。

昨今の医薬品供給が不安定な状況を踏まえ、一般名処方を推進することにより、保険薬局において銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤できることで、対応の柔軟性が増し、患者さんに安定的に薬物治療を提供することが可能となります。

また、保険薬局においてジェネリック医薬品を勧めやすくなり、患者さんの医療費軽減も期待できます。

